

(3) 不納欠損引当金の計上誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容												
<p>茨木土木事務所</p>	<p>債務超過であり、税金未納による差し押さえを受ける状況となっている債務者に対する債権（平成18年度からの河川使用料6,707,120円）について、貸倒等懸念債権に分類していたが、不納欠損引当金が設定されていなかった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 財務諸表作成に当たっては、債務者の財産状況や支払いの実行可能性を勘案し債権を分類させる必要があるとともに、債権の回収可能性の実態を適正に反映させることが必要である。 大阪府の財務諸表作成に当たっては、担当者及び決裁者が不納欠損引当金の算定方法を正しく理解した上で、大阪府財務諸表作成基準及び評価性引当金取扱要領に従って、回収可能性に応じて個々の債権を分類・集計し、財務諸表に適正な不納欠損引当金を計上されたい。</p> <p>【評価性引当金取扱要領】 （要引当金額の算定） 第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1264 898 2243 1381"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証に</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 貸倒等懸念債権の要引当額について、見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。</p>	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証に	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	<p>貸倒等懸念債権の要引当額については、見積高を算定する特段の方法が存在しないため、債権額の50%を、平成26年度決算より不納欠損引当金として計上している。 今後は、評価性引当金取扱要領に定められている債権の分類及び算定方法を適正に運用できるよう、債務者の状況を確認しつつ、要領第5条の表のほか、同条第4項の規定等により、合理的な引当金の計上を行うこととした。</p>
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法													
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。													
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証に													
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。													